

ライフラインNEWS

今回のテーマ

雇用調整助成金を活用するため

非常事態宣言まで発令されることとなり、コロナウィルスの影響は甚大なものとなっています。各企業におかれましても休業等の対策で頭を悩ませているかと思いますので、ライフラインで雇用調整助成金の申請書類を担当した者が行ってきた準備について記事に致します。

雇用調整助成金の給付準備

まず、雇用調整助成金について簡単に説明します。「やむを得ない事情により会社を休業しなければならない場合、従業員を解雇するのではなく休業手当を支払うことで雇用の維持を優先。その際に従業員へ支払った休業手当の一部を助成金として国が支援する制度」となります。

雇用調整助成金を活用しようとした場合、大まかな手順は下記の3つになります

- ①雇用調整助成金を給付できる条件を満たしているかの確認
- ②休業の実施計画届の提出
- ③助成金の支給申請に必要な書類の提出

役所に提出する資料になりますので複雑な内容ですが、実は①と②だけあれば簡単です。
③の準備は少し大変ですが6月に入ってからでも間に合いますので、②の計画届の提出はなるべく5月中に終えておくことをおすすめ致します！

給付要件の確認

右の図は雇用調整助成金の給付要件をまとめたもの。さらに右側は**4月1日～6月30日の期間**に限り緊急措置として給付条件を従来より緩和したものになります。

項目が多いですが、特に重要な要件は2つです。

- ①売上が前年同月比で5%以上減少していること。
- ②1ヶ月間に休業した延べ日数が所定労働日数の1/40以上であること

①に関しては4月24日に更なる緩和があり、前年同月～前々月までのどこか1ヶ月間と比較して5%以上減少していれば要件を満たしていることになりました。

例) 5月15日に計画届を提出した場合

比較対象は**計画届を出した前月の売上である4月**と前年4月～今年3月のどこか1ヶ月を比較して5%減であればOKまた、前月4月と一昨年4月の比較でも大丈夫です。

②に関しては1ヶ月間における「従業員が本来働くはずだった日数×従業員の数」と「休業した日数×休業した従業員の数」を比較します。

例) 1ヶ月の労働日が21日、従業員10名の場合。1ヶ月の合計所定労働日数 = 210日 ÷ 40 = 5.25日となるので、休業した日数が合計で6日を超えていれば満たしている。

| 特例以外の場合は 雇用調整助成金 | 緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施 |
|--|--|
| 経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主 | 新型コロナウィルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種） |
| 生産指標要件 (3か月10%以上低下) | 生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下) |
| 被保険者が対象 | 雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める |
| 助成率 2/3(中小) 1/2(大企業) | 助成率 4/5(中小)、1/3(大企業) (解雇等を行わない場合は 9/10(中小)、3/4(大企業)) |
| 計画届は事前提出 | 計画届(2回目以降のものを含む。)の事後提出 を認める (1月24日～6月30日まで) |
| 1年のクーリング期間が 必要 | クーリング期間を撤廃 |
| 6か月以上の被保険者期間が必要 | 被保険者期間要件を撤廃 |
| 支給限度日数 1年100日、3年150日 | 同左+上記対象期間 |
| 短時間一齊休業のみ | 短時間休業の要件を緩和 |
| 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業) | 併せて、休業規模要件を緩和 1/40(中小)、1/30(大企業) |
| 残業相殺 | 残業相殺を停止 |
| 教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額 1,200円 | 助成率 4/5(中小)、1/3(大企業) (解雇等を行わない場合は 9/10(中小)、3/4(大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業) |

※赤字は緊急対応期間における拡大緩和

ライフラインNEWS

休業計画届の必要書類

休業の実施計画届に必要な書類は右の図の通りになります。様式1号と様式4号は厚生労働省のHPからダウンロードできます(厚生労働省+雇用調整助成金+様式で検索すると検索結果の一番上に出てくると思います)

その他の書類は自前で用意する必要がありますが、休業協定書+テンプレートで検索すると愛知労働局が公開している雛型が出てきますので、それを自社の内容にあてはめて作成するのが簡単おすすめです。

計画届の提出に必要な書類（休業）6/30まで事後提出可

| | 書類名 | 備考 |
|---|--------------------------------------|--|
| ① | 様式第1号（1） 休業等実施計画（変更）届 | |
| ② | 様式特第4号 雇用調整事業所の事業活動の 状況に関する申出書 | 【添付書類】 「売上」がわかる既存書類の写しでも可 (売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿等) |
| ③ | 休業協定書 | 【添付書類】 (労働組合がある場合) 組合員名簿 (労働組合がない場合) 労働者代表選任書※ ※事後提出の場合、実績一覧表の書名または記名・押印があれば省略可 |
| ④ | 事業所の規模を確認する書類 | 既存の労働者名簿及び役員名簿で可 ※中小企業の人数要件を見たしている場合、資本額を示す書類は不要 |

※ ①～④は2回目以降の提出は不要 (③は失効した場合、改めて提出が必要)

書類の記載における注意点と記載例

1. 休業の時期

休業は令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間において、これらの日を含め、91日間実施する。

2. 休業の対象者

- (1) 全従業員を対象とする。
- (2) 休業日の休業人数は概ね150人とする。
- (3) 休業は出来る限り輪番で行うものとする。

3. 休業時間

0時00分～24時00分（所定労働時間は就業先との契約に基づく）

4. 休業手当の支払い基準

休業日に、次の基準により算定した額の手当を支払うものとする。

- (1) 1日当たりの額の算定方法
 - イ. 月ごとに支払う賃金 月額÷所定労働日数
 - ロ. 日ごとに支払う賃金 その額
 - ハ. 時間ごとに支払う賃金 時間額×所定労働時間数

- (2) 休業中は、1日あたり(1)によって算出した額の60%相当額を休業手当として支給する。また休業日に有給の使用を認めるが、その場合は休業手当を支給しない。

5. 雑則

この協定は令和2年4月1日に発効し、令和2年7月1日に失効する。

令和2年3月27日

以下、各書類における注意点をまとめます

【重要】各書類は雇用保険の適用事業所毎に分けて提出します。例えば石川県と福井県に事業所がある場合、両県の労働局へ申請が必要となり、対象となる従業員等も両県で別々の扱いになります。必ず事前にお確かめ下さい。

◆様式1号と様式4号はダウンロードしたページに厚生労働省の記載例がありますので参考にして下さい。

◆様式1号は1ヶ月毎に1枚提出が必要になります。まとめて3ヶ月分提出する事も可能です。

◆左図はライフラインが提出した休業協定書になります。当社は派遣会社ですので休業時間はこのような表記になっております。

◆休業協定書と労働者代表選任書の作成日は休業の対象とする期間より前の日付にして下さい。

◆労働者名簿に必要な項目は「氏名、性別、生年月日、住所、雇入年月日」となります。

◆役員名簿は厚生労働省HPからダウンロードできる様式6号に雛型があります。

最後に

コロナウィルスに伴う助成金は、国が総力を挙げて少しでも良い制度にしようと日々試行錯誤しておられます。その代償として申請に必要な手続きや給付要件が頻繁に変更となります。

私がここで記載した内容は古かったという事も起りますので、**作成する際は必ず労働局やハローワークに足を運んで担当の方と一緒に取り掛かって下さい。**